

## 2

### 多子世帯、多胎児を育てる 家庭に対する支援

#### (多子世帯に配慮した子育て、保育、 教育、住居など様々な面での負担の 軽減策の推進)

各種制度において、一定の要件の下、以下に記載するもののほか、幼稚園・保育所等の食材料費（年収360万円未満相当の世帯の子供全員と全ての所得階層の第3子以降は副食費免除）、児童扶養手当（第3子以降に月額最大6千円を加算して支給）などで行われている。

#### 児童手当の支給・在り方の検討（再掲）

第1章 第2節 1 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）児童手当の支給・在り方の検討 を参照のこと。

#### 高等教育の修学支援（再掲）

第1章 第2節 1 子育てに関する支援（経済的支援、心理的・肉体的負担の軽減等）（子育てに関する経済的支援・教育費負担の軽減）高等教育の修学支援 を参照のこと。

#### 多子世帯又は第3子以降を対象とする保育所等の優先利用

多子世帯又は第3子以降であることを保育所等の優先利用の事由の一つとして位置付けることについて、地方公共団体に対する配慮の働きかけを行っている。

#### 住宅政策における多子世帯への配慮・優遇措置

公営住宅においては、多子世帯について、入居者選考に際し、地域の実情を踏まえた地方公共団体の判断により優先入居の取扱いを行っている。

#### 子育て支援パスポート事業の普及・促進

第1章 第4節 1 結婚を希望する人を応援し、子育て世帯をやさしく包み込む社会的機運の醸成 子育て支援パスポート事業の普及・促進 を参照のこと。

#### (多胎児を育てる家庭に対する支援)

#### 多胎妊産婦等に対する支援

多胎児の育児経験者家族との交流会等や、多胎妊婦が入院している場合や外出が困難な場合などに、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施している。また、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施した上で、多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行っている。

## 3

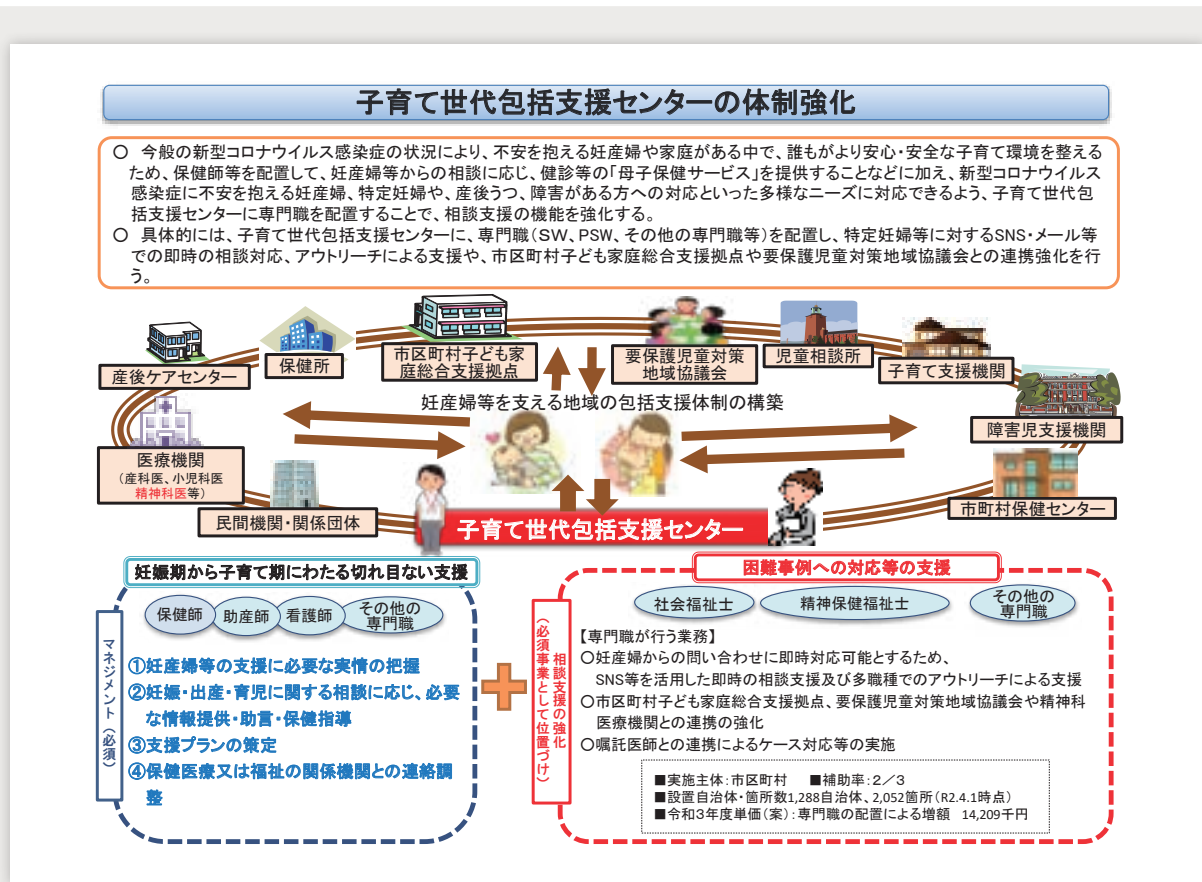
### 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

#### 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、2019年12月に施行された「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号。以下「成育基本法」という。）の趣旨を踏まえつつ、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援体制の充実に取り組んでいる。

特に、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点（子育て世代包括支援センター（第2-1-16図））の整備を行うとともに、地域の実情に応じて、「産前・産後サポート事業」の実施を図る。

第2-1-16図 子育て世代包括支援センターの体制強化



資料：厚生労働省資料

また、2019年12月に成立した「母子保健法の一部を改正する法律」（令和元年法律第69号）において、出産後の母子に対して、心身のケア等を行う「産後ケア事業」が市町村の努力義務として法的に位置付けられた。

同事業については、2019年度時点で941市町村が実施しているが、「少子化社会対策大綱」（2020年5月29日閣議決定）に基づき、2024年度末までに全国展開を目指している。

乳児家庭の孤立化防止や養育上の諸問題への支援を図るため、乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握、育児に関する不安や悩みの相談等の援助を行う「乳児家庭全戸訪問事業」（2018年4月現在、1,739市区町村（99.9%）で実施）や、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する相談、指導、助言等により養育能力を向上させるための支援を行う

「養育支援訪問事業」（2018年4月現在、1,508市区町村（86.6%）で実施）の推進などにより、子育て家庭に対する切れ目のない支援を行っている。

特に、「養育支援訪問事業」では、出産後の養育について出産前から支援を行うことが特に必要と認められる妊婦も対象としており、早期からの支援を行っている。

新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦の方々は、妊娠・出産や産後の育児等に不安を抱えて日々を過ごしている。このため、2020年度第2次補正予算及び第3次補正予算により、新型コロナウイルス感染症に罹患した妊産婦に対する電話・訪問による支援、不安を抱える妊婦等に対する分娩前の新型コロナウイルス感染症検査費用の補助、電話やオンラインによる相談支援・保健指導等の実施、里帰り出産が困難な妊産婦に

対する育児等支援サービスの提供など、妊産婦に寄り添った支援を総合的に行っている。あわせて、集団健康診査の受診を控える傾向にある乳幼児健康診査について、個別健康診査への切替えに対する支援等を行っている。

### 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援

予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みや不安を抱える若年妊婦等を支援するため、女性健康支援センターや若年妊婦等への支援に積極的なNPO等によるアウトリーチ、SNSを活用した相談支援、産婦人科等への同行支援等を実施するほか、当該妊婦等を次の支援につなげるまでの緊急一時的な居場所の確保等に係る支援を行う。また、「乳児院等多機能化推進事業」により、乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、育児指導機能の充実を図るとともに、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る支援を含め、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供するなど特定妊婦等への支援体制を強化している。さらに、若年妊婦等にとって、里親委託や特別養子縁組といった選択肢があることも踏まえ、里親制度等の普及啓発を図るため、「里親制度等広報啓発事業」により、SNS等の様々な広告媒体を活用した広報啓発を実施している。

## 4 子育ての担い手の多様化と世代間での助け合い

### (地域住民の参画促進による子育ての担い手の多様化)

#### 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分

らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことのできる「地域共生社会」の実現が求められている。こうした考え方を具体化するため、2017年の「社会福祉法」(昭和26年法律第45号)の改正を踏まえ、各市町村における地域住民相互の支え合いの体制づくりや、関係機関の連携による包括的支援体制の整備を行うためのモデル事業の実施を進めている(2020年度では279自治体がモデル事業に取り組んでいる)。このモデル事業の成果等も踏まえつつ、市町村において、既存の相談支援等の取組をいかし、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業(重層的支援体制整備事業)や、その財政支援の規定の創設等を内容とする「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第52号)が2020年通常国会(第201回国会)において成立した。今後、2021年の施行に向けて、新たな事業を適切かつ有効に実施するための指針や運用上のマニュアルの作成等といった支援に取り組むこととしている。

#### 「子育て支援員」の養成

「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、小規模保育など地域のニーズに応じた幅広い子育て支援分野において、子供が健やかに成長できる環境や体制が確保されるよう、支援の担い手となる人材を確保することが必要である。

このため、2015年度より、都道府県・市町村等において、地域で子育て支援の仕事に関心を持ち、子育て支援分野の各事業等に従事することを希望する者等に対し、必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の「子育て支援員研修事業」を地域の実情に応じて実施している。

## 地域の退職者や高齢者等の人材活用・世代間交流

高齢者に就業機会・社会参加の場を提供するシルバー人材センターにおいて、乳幼児の世話や保育施設への送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日における学習・生活指導等の支援を実施しており、経験豊かな高齢者が地域における子育ての担い手として活躍している。

また、母親クラブや子育てサークルなど、地域住民の自主的な参加により活動している地域組織においては、登下校時の子供の見守り活動や公園の遊具の安全点検、親子やお年寄との交流機会の提供、子供と共に食の大切さを学ぶ文化活動などを行い、子供を地域全体で支え、見守り、育てる活動を積極的に展開している。

### (家族における世代間での助け合い)

#### 三世代同居・近居しやすい環境づくり

2015年11月26日に一億総活躍国民会議に

において取りまとめられた「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策－成長と分配の好循環に向けて－」において、「家族の支え合いにより子育てしやすい環境を整備するため、三世代同居・近居の環境を整備する。」とされ、三世代同居など複数世帯の同居に対応した住宅の整備及びリフォーム工事への補助、リフォーム工事を行った場合の所得税の税額控除の取組を行っている。

UR賃貸住宅においては、一定の要件を満たす子育て世帯等や子育て世帯等との近居を希望する支援世帯に対して、新築賃貸住宅の募集（抽選）時における当選倍率の優遇や、既存賃貸住宅の募集（先着順）時において、子育て世帯等と支援する親族の世帯がUR賃貸住宅に近居（おおむね半径2 km以内、またはニュータウンなどの地域では一方の住宅がUR賃貸住宅以外でも可）する場合、新たに入居する世帯の家賃を5年間5%割引する取組を行っている。